# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険関係事務基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務の一部を外部に業務委託しているため、個人情報の取扱い・秘密保持について、 契約書の中に特記事項を設け、遵守を徹底させることで対応している。

#### 評価実施機関名

香芝市長

#### 公表日

令和7年7月28日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。  ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ③国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ③国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険保健事業に関する事務 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行うとともに、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムへ連携する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務)及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務)を「国民健康保険団体連合会以という。)」に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に感り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報を制度という。)のに委託することができる旨の規定が国民健康保険法の場で書で、機関別符号の取得を提供に保る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国民健康保険由中島サーバー等の運営を共同して行う。  〈オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認等の資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者多の資格情報を利用するために、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等の自体情報を利用するために、支払基金が、当市からの系統を受けて「医療保険者等の付け中間サーバー等へ被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの系統を受けて「医療保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの素託を受けて「医療保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの素託を受けて「医療保険者等の資格情報を表けている情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに組付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険料収納システム、国民健康保険料滞納管理システム、宛名システム、国保情報集約システム、次期国保総合システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファ	イル名
国民健康保険情報ファイ	ル
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシ	・ ・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号に基づく主務省令 《第2条の表の項番》 項番 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号に基づく主務省令 《第2条の表の項番》 項番 69、70、71の項 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 [オンライン資格確認の準備業務] ○番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉部 国保医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康福祉部 国保医療課 Tal:0745-79-7528
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康福祉部 国保医療課 IEL:0745-79-7528
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象。	人数	
評価対象	の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点

2. 取扱者	2. 取扱者数 						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年	3月31日 時点				
3. 重大事	故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

17 リヘン刈泉				
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の程	重類		
[ 基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については	は、それぞれ重点エ	頁目評価書又は全項	目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワ	フークシステムを	通じた入手を除く。	)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ +4	}である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +4	}である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +4	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	<u> </u>			

	の取扱いの	安託			I	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワー	クシステムを通	じた提供を除く。)	[	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ ]接続しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
7. 特定個人情報の保管・	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
8. 人手を介在させる作業			I	]人手を介在させる作	業はな	はい
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
判断の根拠	等を住上申に複 ・の・報・ ・では、	ている。 ・照会によりマンパートでは、	ナンバーを取得でいる。 ドーのれない場合 とでマイナンバー き成をでいるリークに を成権できなをできたができます。 はが行いをはいました。 はないり移っています。 はないり移っては、 が対象項目と定める。	会にのみ行う住基ネット照会は一の紐付けを行い、その記録を アに対する措置としては、以下で 投入に関する作業者の権限管 砂を発効し、必要最小限の権限 ジステム的に制御している。 ないよう、作業者に対して周知 たファイルは暗号化し、追記で した上で破棄し、破棄日時・破 を行う場合は、専用線による指 の仮名加工を施し、必要最小限	イ 、 4	バーの提供を受け、そ 報又は住所を含む3情 こと。 ている。 数に制限している。 を行っている。 い状態としている。 法を記録している。 行い、外部からの読み
判断の根拠	等を住上申に複 ・の・報・ ・では、	ている。 ・照会によりマンパートでは、	ナンバーを取得でいる。 ドーのれない場合 とでマイナンバー き成をでいるリークに を成権できなをできたができます。 はが行いをはいました。 はないり移っています。 はないり移っては、 が対象項目と定める。	するのではなく、申請者からマ認を行うこと。 会にのみ行う住基ネット照会は一の紐付けを行い、その記録を の紀付けを行い、その記録を 別に対する措置としては、以下で 役入に関する作業者の権限の を発効し、必要最小限の権限 がステム的に制御している。 ないよう、作業者に対して周知 たファイルは暗号化し、追記で はた上で破棄し、破棄日時・破 を行う場合は、専用線による指 の仮名加工を施し、必要最小限	イ 、 4	バーの提供を受け、そ 報又は住所を含む3情 こと。 ている。 数に制限している。 を行っている。 い状態としている。 法を記録している。 活を記録している。

10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>         1) 特に力を入れている         2) 十分である         3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」「デジタル庁、以下「利用基準」という。」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日請じる。・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・・カラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。・・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。・・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ■移行作業時に関する措置 ・移行作業時に関する措置 ・移行作業に関いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。

#### 変更箇所

変更箇		*****	******	ARR classic stee	AR II of May by 7 Story
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号法」と言う)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ()国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務 ⑤国民健康保険の給付に関する事務	国氏健康保険保険条例等及び行政手続きに 若芝市国民健康保険条例等及び行政手続きに おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成25年法律第27号。以 下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人 情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険の給付に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ③国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険医療費適正化に関する事務 6衛民健康保険医療費適正人間する事務 5個民機康保険医療費適工人間人番号を含む 資格情報を国保情報集約システムおよび次期 国保総令システムへ連携する。	事前	国保情報集約システム、次期国保総合システムの利用による追記
平成29年6月26日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険料収納システム、国民健康保険学期報管理システム、 宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国民健康保険料収納システム、国民健康保険料滞納管理システム、 宛名システム、国保情報集約システム、次期国 保総合システム、中間サーバー	事前	国保情報集約システム、次期 国保総合システムの利用によ る追記
平成29年6月26日	I 関連情報 3.個人番号 の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の30の項	番号法第9条第1項別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条	事前	情報提供ネットワーク試行運用による追記
平成29年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携②法令上の根拠	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 [情報提供]項番 1~6、17、26、27、29、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106 [情報照会]項番 42~46	[情報提供の根拠] 〇番号法第19条第7号 別表第二 項番 1,2,3、4,5,9,12,15、17、22、2 6、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、119 〇番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2、3、4、5、8、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53条、第10条の2、第11条の2、第15条の3、第41条の2、第55条の2、第59条の3[情報照会の根拠] 〇番号法第19条第7号 別表第二 項番 42、43、44、45 〇番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、26条、第25条の2	事前	情報提供ネットワーク試行運 用による追記
平成29年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施 期間における担当部署 ①部 署	福祉健康部 健康局 国保医療課及び保険料 収納課	福祉健康部 国保医療課及び保険料収納課	事後	組織名変更による修正
平成29年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療 課 Ta:0745-79-7528 保険料収 納課 Ta:0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課	事後	組織名変更による修正
平成29年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取り扱いに関 する問い合わせ 連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療 課 Ta::0745-79-7528 保険料収 納課 Ta::0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Ta.: 0745-79-7528 保険料収納課 Ta.: 0745-43-7109	事後	組織名変更による修正
平成29年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	更新
平成29年6月26日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署②所 属長の役職名	国保医療課長及び保険料収納課長	課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務②国民健康保険の給付に関する事務③国民健康保険の給付に関する事務④国民健康保険医療費適正化に関する事務⑥国民健康保険医療費適正化に関する事務⑥国民健康保険医療費適正化に関する事務⑥国民健康保険医療費適正化に関する事務⑥国民健康保険医療費適正化に関する事務⑥国大ライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)なお、これらの事務に関して、個人番号を含む資格情報を国保情報集約システムおよび次期国保総合システムへ連携する。	事後	オンライン資格確認の準備業 務による追記
令和2年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険料収納 システム、国民健康保険料滞納管理システム、 宛名システム、国保情報集約システム、次期国 保総合システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国民健康保険料収納システム、国民健康保険料滞納管理システム、 宛名システム、国保情報集約システム、次期国 保総合システム、中間サーバー、医療保険者 等向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認の準備業務による追記
令和2年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用	番号法第9条第1項別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条	奋方広第9余第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第 2項 1項報程度が収換点	事後	オンライン資格確認の準備業務による追記
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	6, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119	○番号法第19条第7号 別表第二 項番 1,2,3、4,5,9、12、15、17、22、2 6、27、30、33、39,42、46、58、62、78、 80、87、88、93、97、106、109、119 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第1,2、3、4、5、8、15、19、20、25、33、	事後	オンライン資格確認の準備業務による追記
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月31日時点	事後	更新
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年12月31日時点	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署①部 署	福祉健康部 国保医療課及び保険料収納課	健康部 国保医療課及び保険料収納課	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 LL: 0745-79-7528 保険料収納課 LL:0745-43- 7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Tal: 0745-79-7528 保険料収納課 Tal:0745-43-7109	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取り扱いに関 する問い合わせ 連絡先		〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Tal: 0745-79-7528 保険料収納課 Tal:0745-43-7109	事後	更新
令和3年6月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	更新
令和3年6月22日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] 〇番号法第19条第7号 [情報照会の根拠] 〇番号法第19条第7号	[情報提供の根拠] 〇番号法第19条第8号 [情報照会の根拠] 〇番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	更新
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] 〇番号法第19条第8号 別表第二 項番 42、43、44、45 〇番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第25、26条、第25条の2	[情報照会の根拠] 〇番号法第19条第8号 別表第二 項番 42、43、44、45 〇番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第25、26条、第25条の2 〇公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律施行 規則第2条第13項	事前	番号法改正による変更。 令和4年10月に開始される公 的給付支給等口座登録制度 の施行前に提出するもの。
令和5年8月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準 備業務」という。) なお、これらの事務に関して、個人番号を含む 資格情報を国保情報集約システムおよび次期 国保総合システムへ連携する。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、香芝市国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、香芝市国民健康保険条例等及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」と言う。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ②国民健康保険知賦課及び徴収に関する事務 ③国民健康保険の給付に関する事務 ④国民健康保険医療費適正化に関する事務 ⑤国民健康保険医療費適正化に関する事務 なお、これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介といて情報の照会と提供を行うとともに、個人番		オンライン資格確認等システムが運用を開始していること、また国保総合システムへの連携が完了していることによる修正。 個人番号を含む資格情報の連携及び提供について、明確に示すための追記。
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和5年8月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和5年8月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和5年8月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和6年10月29日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用 法令上の根拠	める命令 第24条	番号法第9条第1項 別表44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第 2項	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月29日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	び情報を定める命令 第1,2,3,4,5,8,15,19,20,25,33, 43,44,46,49,53条,第10条の2,第11 条の2,第12条の3,第41条の2,第55条の 2,第59条の3 [情報民会の根拠] 「母号法第19条第8号 別表第二 項番 42,43,44,45	○番号法第19条第8号に基づく主務省令 《第 2条の表の項番》 項番 2、3、6、13、16、19、27、38、42、4 8、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、1 66、173の項 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号に基づく主務省令 《第 2条の表の項番》 項番 69、70、71の項 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月29日	II しきい値判断項目 2.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	更新
令和6年10月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	更新
令和6年10月29日	IV リスク対策 8. 人手を介 在させる作業		追加記載事項	事後	様式改正による変更
令和6年10月29日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更
令和7年1月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部	健康部 国保医療課及び保険料収納課 〒639-0251	健康福祉部 国保医療課	事後	組織名変更による修正
令和7年1月1日	I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先	春良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Ta: 0745-79-7528 保険料収納課 Ta:0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康福祉部 国保医療課 Ta: 0745-79-7528	事後	組織名変更による修正
令和7年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取り扱いに関 する問い合わせ 連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Ta: 0745-79-7528 保険料収納課 Ta:0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康福祉部 国保医療課 Ta: 0745-79-7528	事後	組織名変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	更新
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	更新
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	追記	移行作業時におけるリスクに対する措置	事前	ガバメントクラウド移行に伴う 変更
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	追記	■ガバメントクラウドにおける措置 ■移行作業時に関する措置	事前	ガバメントクラウド移行に伴う 変更